

決議案 第 号

北朝鮮の弾道ミサイル技術を使用した発射に抗議する決議

去る11月21日、北朝鮮は、我が国をはじめ国際社会からの強い非難にもかかわらず、弾道ミサイル技術を使用した発射を強行した。沖縄県の上空を通過し、国民の安全・安心に重大な脅威を及ぼした。

このたびの行為は、弾道ミサイル技術を使用したいかなる発射も行わないよう北朝鮮に義務付けた国連安保理決議に明白に違反し、国際社会の平和と安定を強く損なうものである。

北朝鮮は、去る8月にも弾道ミサイル技術を使用し、今回と同様に沖縄県上空を通過する発射を行うなど挑発的な行為を繰り返しており、このような中で今回の行為は、断じて容認することはできない。

よって、本県議会は、今回の北朝鮮による発射に対し、断固抗議する。我が国政府においては、我が国の安全をおびやかすこのような行為が繰り返されることのないよう、国際社会と更なる連携を図りながら、北朝鮮に対し毅然とした態度で実効ある措置を講じられるよう強く求めるものである。

以上、決議する。

令和5年12月 日

兵 庫 県 議 会